

教職員の性犯罪・性暴力等懲戒事案の推移 ～文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」10年の俯瞰～

吉田 浩一

九州女子短期大学 子ども健康学科 北九州市八幡西区自由ヶ丘1-1 (〒807-8586)

(2023年10月26日受付、2023年12月8日受理)

要 旨

本研究においては、公立学校教職員の性犯罪・性暴力等の懲戒事案について、先行研究と文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」をもとに傾向を明らかにし、俯瞰することを目的とした。先行研究においては、報道機関の記事の分析から校種別の傾向が明らかになっている。文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」では、加害教職員の性別・所属校種別・年齢などの実態、非違行為の態様、発生時間、発生場所、発覚の要因は明らかにされているが、校種別の傾向までは数値として明らかにされていない。そのため、総合的にとらえることで全体的な傾向を俯瞰し、考察した。

キーワード わいせつ教員 教職員の性犯罪・性暴力等 非違行為 懲戒処分

1. はじめに

(1) 問題の所在

2021年6月「教育職員等による児童生徒等性暴力の防止等に関する法律」が制定された¹。教育職員が児童生徒等に性暴力をしている実態があるので防止法を制定するということは、日本における教育職員の性犯罪・性暴力等に関する遵法意識の低さを顕わにしている。実際に、都道府県をまたいでわいせつ行為を繰り返していた教員の存在が明らかになり、教育職員の加害による「性犯罪・性暴力」の多発で法制定に至っているため、当然の立法である。本来、高い倫理観と規範意識が求められる職であるだけに、このような法制定後は、公布された後に、社会においてかなり厳しい目で注視される存在になるだけでなく、保護者の信頼を得るためには、児童生徒や保護者に認められるあるべき姿勢で臨まなければならないことの意味する。一般的に、教職員においては他の公務員よりも厳格な懲戒処分の指針を設けられている。これは山田(2020)が言うように「教員は『児童生徒と直接触れ合い、これを教育・指導する立場にあるから、とりわけ高いモラルと法及び社会規範遵守の姿勢が強く求められる』とする論理」で、ロール・モデル論が存在しているからでもある²。

文部科学省「人事行政状況調査」においては、年度ごとの「性犯罪・性暴力等による懲戒処分等」の件数を発表している³。その「性犯罪・性暴力等」については、次のように定義している。

「性犯罪・性暴力等」とは、性犯罪・性暴力及びセクシュアルハラスメントをいう。

「性犯罪・性暴力」とは、強制性交等、強制わいせつ（13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為）、児童ポルノ法第5条から第8条までに当たる行為、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む）、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。「セクシュアルハラスメント」とは、他の教職員、児童生徒等を不快にさせる性的な言動等をいう。

本稿では、公立学校教職員の性犯罪・性暴力等の懲戒処分の事案数とその推移から教職員の性犯罪・性暴力等の発生傾向やその実態を俯瞰する。

2. 先行研究による教職員の性犯罪・性暴力等の傾向

(1) 榊原・森脇による教職員の「わいせつ行為等」の新聞データ分析

榊原・森脇(2021)は、2018年度(2018年4月1日～2019年3月31日)に朝日新聞の紙上に報じられた教師の「わいせつ行為等」の事案を朝日新聞記事データベース聞蔵Ⅱビジュアルにより収集し、分析している⁴。その分析は、学校属性ごとに整理しており、朝日新聞で報じられた小学校56件、中学校69件、高校67件の事案から傾向を明らかにしている。その傾向は次のようにまとめられる。

【小学校教員】

- ①ほとんどが男性教員によるもの。②勤務先の女子児童を校内で触る行為が最も多い。18件
- ③18歳未満の女性・女子生徒にSNSで出会い性交または触る行為をする。12件④成人女性に対し学校外の場所で盗撮する。11件

【中学校教員】

- ①男性教員が延べ74件、女性教員が延べ5件②男性教員の勤務校女子生徒に対する盗撮が最も多い。27件
- ③男性教員による卒業生ではない18歳未満の女性に対しての校外でのわいせつ行為、乗用車でのわいせつ行為等。18件④男性教員による成人女性へのわいせつ行為及び盗撮等。12件⑤女性教員による行為は男子生徒、18歳未満の男性にたいしての恋愛関係によるものがほとんどである。5件中4件

【高校教員】

- ①ほとんどが男性教員によるもの。②校内で2人きりになったケースや部活などでの女子生徒へのわいせつ行為が最も多い。42件③SNSで知り合った18歳未満の女性に対する買春、性交等であり、全体の2割弱である。④校外で、成人女性に対する盗撮等が全体の1割弱である。

【全体傾向】

- ①行為者と被害者が、ほぼすべて異性関係である。②小学校教員においては卒業生との関係はほとんどない。中学校、高校の場合、卒業生が被害にあっている。③中学校、高校では部活動の顧問による被害が中学校17%、高校29%である。④「盗撮・のぞき」の事案が小学校は全体の30%、中学校23%、高校19%である。⑤児童・生徒が多少となる被害が全体の3分の1を占め、学校段階が上がるにつれ多くなっている。

この研究は、文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」において学校属性別の態様が報告されていないため、学校属性別の傾向が明らかになっている点は高く評価ができる。しかし、2018年度の朝日新聞だけの分析である。2018年度においては、男性教員からの男性児童・生徒や成人男性へのわいせつ行為も発生している。他の報道機関においては「男性用下着を盗んだ疑い 県立高校の非常勤講師の男(27)を逮捕 愛知県警」⁵「口に指入れ小学教諭、起訴内容認める 千葉地裁」⁶「府立高校教諭が『男子高校生に痴漢』の疑いで逮捕」⁷などの性犯罪・性暴力等の事案が報道されている。朝日新聞に掲載されない事案もある。

そのため、榊原・森脇(2022)は、2019年度について朝日新聞だけではなく、読売新聞他全国紙、官報、地方紙などでの報道に調査を広げ、学校種に即した事案の検討をしている⁸。この年においては、小学校の62件の事案は男性教員によるものである。中学校では男性教員によるものが67件で女性教員によるものが1件である。高校では67件の事案がほとんど男性教員によるものである。また、次のような傾向が見られたと述べている。

【小学校教員】

- ①自校の女子児童に対するわいせつ行為が約3割(19件)である。16件は校内で発生。身体接触8件。盗撮7件。
- ②18歳未満の女性、男性を対象とした事案がおよそ2割(13件)である。態様は、身体接触、性交、盗撮、裸体撮影と多岐にわたる。「男性－学校外－性交」パターンが2件ある。③勤務先の女性教員や保護者にかかわる事案が全体の2割弱の11件で、その多くは校外での身体接触である。

【中学校教員】

- ①4割弱の26件で、18歳未満の女性を対象である。学校外が24件で12件は性交を伴っている。②勤務先の女子生徒が対象であるのは約3割(21件)である。場所は、校内と校外が拮抗しており、広範に発生している。③全体の1割弱の6件は、成人女性が対象であり、その半数が校外での痴漢である。

【高校教員】

①過半数の36件が勤務先の女子生徒を対象としている。「女子生徒の身体に触る」が全体の3分の1となっている。②2割弱が18歳未満の女性を対象にしておりうち半数の6件が性交に及んでいる。③全体の1割弱の6件は勤務先の女性教員が対象で、うち5件が校外で発生している。

その上、学校種をまたぐ3点の傾向が見られたと述べている。①事案の圧倒的多数は、加害者が男性教員だが、被害者の1割弱が男子児童生徒、男性である。②「校長はホテルで買春したほか、男子中学生にわいせつ画像を送らせた」「教頭は女性教員に対し、性的内容のメッセージを送った」など、学校管理職による事案が延べ7件あった。③SNSメールを発端とする性的接触、盗撮などスマホが媒介となっている事案が20～30%見られる。

この2年間の研究で、いくつかの類型でとらえることはできているが、性犯罪・性暴力等を平準的に理解することは不的確であり、行為者の主体性、学校内外の環境を通じても生じていると結論付けている。

(2) 後藤のテキストマイニングによる分析

後藤(2017)は、小学校～高等学校教職員によるわいせつ行為をテーマとしたニュース記事を収集し、テキストマイニングを用いて分析することによって、様態の詳細(テーマ・ストーリー)を描き出すことを主目的とした研究を報告している。2014年3月から2017年3月にかけてGoogle NewsやYahoo!ニュースなどの総合的ニュースサイトやニュース記事を引用してまとめて掲載したサイトから教職員の逮捕・懲戒に関する記事288記事が収集され、重複等を勘案した263ケースを事後の分析に供することとしている。テキストマイニングツールとしてKHCoder(Ver. 2.00fおよびVer. 3.Alpha.8; 樋口, 2004)を用いている。

表-1 校種別教員によるわいせつ行為のテーマ・サブテーマ

	テーマ・サブテーマ
小学校	性的盗撮(更衣室・トイレ)、一方的性的接触 画像・動画の所持・共有
中学校	児童買春、一方的性的接触(部活)、性的盗撮(更衣室)、性的交際
高等学校	児童買春、性的交際
特別支援学校	性的交際(ホテル)

(出典：後藤和史「教職員のわいせつ行為のニュース記事のテキストマイニングによる分析」p.108より)

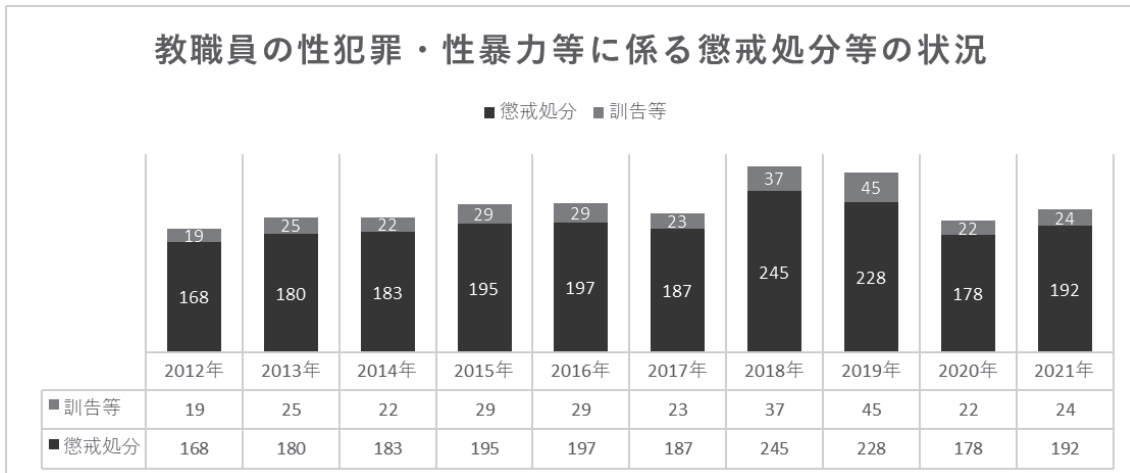
校種別については、榊原・森脇の調査報告と一致する結果となっている。後藤は、この分析で、教職員の児童・生徒に対するわいせつ行為が2軸(関係性の遠近・学年の高低)に布置される5態様(①児童買春・②性的交際・③一方的性的接触・④性的盗撮・⑤性的撮影)に分類されることを見出し、各態様に共通するストーリーを抽出している。さらに後藤(2018)は、ケースを追加し、教職員の年代・時季との関連を検討し、その結果、20代教職員は校外で18歳未満の女子と性的交際関係を持つ傾向があること、50代以降教職員は校内の女子生徒に性的接触をする傾向があることなどを見出している。¹⁰ また、後藤(2021)ではレアケースである女性教職員によるわいせつ行為を分析し、男子生徒との性的交際を態様にしたわいせつ行為が中心となることを見出している。¹¹ 続いて、後藤(2022)は、男性教職員が男子児童・生徒などの18歳未満の男子をターゲットとしたわいせつ行為の態様を把握することを目的にニュース記事のテキストマイニングを通し分析している。¹² その結果、男性教職員が18歳未満男子に対して行ったわいせつ行為は収集したデータの8.39%(11.9人に1人)にのぼることが明らかにされた。女性教職員によるわいせつ行為の1.75%(57.0人に1人)と比較するとかなりの高率であり、男性教職員のわいせつ行為全体と比しても8.54%(11.7人に1人)と一定の比率を占めていることを明らかにしている。

榊原・森脇および後藤の先行研究においては、発覚の要因や発生件数の推移が明らかにされていない。そのため、文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」と総合して俯瞰する必要がある。

3 教職員の性犯罪・性暴力等による懲戒事案の推移

(1) 教職員の性犯罪・性暴力等による懲戒事案の増減

ここでは、2012年から2021年までの10年間にわたる文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」を基に、教職員の性暴力・性犯罪等による懲戒処分等の数的推移を取り上げる。なお、文部科学省においては、2019年までは「わいせつ行為等」による懲戒処分と表記されていた。2020年から内閣府により「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が打ち出されたことにより、それに基づいて「性犯罪・性暴力等」という表記に変更されている。



(図-1 「性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分等の推移」 出典：文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」2012年-2021年)

2012年からの文部科学省「公立学校教職員の人事状況実態調査」によれば、増加傾向が読み取れる。

(2) 暗数としての性犯罪・性暴力等の行為

教職員の「性犯罪・性暴力等」については、増加が読み取れるところであるが、この増加も発覚数の増加である。一般に性犯罪被害においては暗数が多いと言われている。仲野由佳里(2014)は、「警察の事情聴取や裁判での証言における『二次被害』を被害者が警戒し、被害そのものが申告されないことがある。被害を立証するためには『具体的にどのような被害にあったのか』の詳細を語らねばならず、そのことが被害者自身にもたらす心的不安は大きい」と、暗数化される被害について述べている。¹³ 実際、法務省「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」は、全国16歳以上の男女6,000人を対象に(3,500人が回答)行った調査では、過去5年間に性的な被害にあったと回答した35人のうち、捜査機関に被害届を出したものは、5人であったと報告している。¹⁴ 約86%の性被害が暗数化しているのである。また、被害者バッシング¹⁵が生じる今日に社会においては、被害を公にすることがためられる傾向にあり、性犯罪・性暴力等を根治しえないのである。

4 推移と実態

(1) 加害者の実態

①性別

表-2 被処分者の性別

(人)

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	計
男性	185	205	201	223	223	206	276	266	196	214	2195
女性	2	0	4	1	3	4	6	7	4	2	33
計	187	205	205	224	226	210	282	273	200	216	2228

(出典：文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」2012年-2021年より筆者作成)

被処分者は、男性がほぼ200人前後で推移している。特に2018年度は、最多の282人となっている。被処

分者の男女比の平均は、約70：1である。ここから、男性の教職員の方が「性犯罪・性暴力等」を起こしやすい傾向が明らかである。男性の被処分者が増加した2018年、2019年は女性の処分者も増えている。

この2018年からの増加の前年2017年に刑法が改正されている。この刑法改正で、これまで強姦罪成立要件として「男性が加害者で女性が被害者」という図式が成立していたが、この枠が取り払われ「強制性交罪」として加害者・被害者共に性差別がなくなった。そのため、同性間の強制性交も刑法犯とみなされるようになり、加害者数が増えたことが考えられる。

また、性犯罪・性暴力については、加害状況が明らかになって処分されるため、発覚数の増加は、マスコミのニュース報道や無料インターネットポルノサイトの影響、小型カメラや高性能カメラ機能搭載の携帯電話の普及などの影響が考えられる。2020年の数値的な減少は、新型コロナウイルス対策のため、緊急事態宣言が発令され、国家全体で国民の動きが制限されたためであるとも考えられる。2021年についても新型コロナウイルス対策のために行動が制限されていたため、前年より数値的には増加しているが、新型コロナウイルス対策の実施がされなくなるとかなり増加するのではないかと考えられる。

②年齢層

表-3 被処分者の年齢層

(人)

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	計
20代	35	54	60	59	56	70	71	76	54	44	2195
30代		579	4	1	3	4	6	7	4	2	33
40代	52	52	52	50	65	48	82	74	58	70	603
50代以上	40	43	34	47	48	41	53	54	35	42	437
計	60	56	59	68	57	51	76	69	53	60	609
	187	205	205	224	226	210	282	273	200	216	2228

(出典：文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」2012年-2021年より筆者作成)

被処分者の人数を見てみると40代がやや少ない。これは、教員採用が瓢箪型と言われ、特定の年齢層の教員層の採用が少ないことにも関連しているのではないだろうか。また、年齢的に学校の公務において中核となる年齢層であり、管理職試験を受験するものは教職員の非違行為を防止するような意識も形成されるとも考えられるが、管理職による性犯罪・性暴力等も発生しているため、管理職試験受験による意識が性犯罪・性暴力等を制御しているとも考えにくい。若い世代に多いのではなく、50代以上の教員にも処分者があり、どの年齢層にも被処分者がいることが分かる。後藤(2018)¹⁶が言うような年齢別の懲戒事案等の傾向性は、この表から読み取れない。今後、教員の年齢構成に変化が見られると考えられるため、20代から30代において数値的な変化が見られることも考えられる。

③所属校種

表-4 被処分者の所属する学校種

(人)

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	計
幼稚園	※	※	※	※	※	※	※	※	1	0	1
小学校	49	52	50	50	68	60	75	80	64	69	617
中学校	61	81	68	73	79	66	86	81	74	68	737
義務教育学校	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3
高等学校	68	59	74	82	67	69	101	92	53	69	734
中高教育学校	0	1	0	1	0	2	1	0	0	0	5
特別支援学校	9	12	13	18	12	13	19	19	8	8	131
計	187	205	205	224	226	210	282	273	200	216	2228

(出典：文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」2012年-2021年より筆者作成)

学校種別における人数は、中学校、高等学校の教職員が多い。学校設置数は、小学校が多いのであるが、懲戒処分総数においては高等学校所属の教職員が最も多い。続いて中学校教職員である。特別支援学校、義務教育学校、中等教育学校は、設置数が少ないため、人数的には少ない。2020年から幼稚園も調査の対象となっている。

(2) 非違行為の態様

①被害者の属性

表-5 性犯罪・性暴力等の被害者の属性 (人)

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	計
自校の児童	19	16	15	12	22	18	25	23	13	21	184
自校の生徒	74	77	67	79	87	79	99	95	65	73	795
自校の卒業生	4	4	5	8	10	3	14	9	12	15	84
18歳未満の者	18	36	33	37	31	35	43	43	39	29	344
教育実習生	0	0	3	2	0	2	2	2	2	0	13
自校の教職員	34	18	31	31	38	26	41	54	35	40	348
他校の教職員	0	3	5	1	1	5	4	6	1	1	27
その他一般人	38	51	46	54	37	42	54	41	33	37	433
計	187	205	205	224	226	210	282	273	200	216	2228

(出典：文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」2012年-2021年より筆者作成)

教職員による「性犯罪・性暴力等」の被害者は、自校の生徒が最も多い。自校の児童と合計すると10年間で約1000人の児童生徒が被害にあっていることになる。文部科学省の調査の場合、中学生と高校生をひとまとまりに「生徒」としているため、どちらが多いかデータ上では判断できない。被害者の属性については性別が明らかになっていないが、女子生徒が多いことは先行研究からも明らかである。男性教員が加害者で、女子生徒が被害者になるという件数が最も多いのである。「18歳未満の者」というのは、加害者とSNSなどで知り合い、被害を受けた中高生、あるいは高校に在籍しない者と読み取れる。自校の教職員、一般の人にも被害者が多い。表にすると毎年のように同じような被害が発生している傾向が明らかである。

②場面

表-6 性犯罪・性暴力等が行われた場面 (人)

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	計
授業中	16	10	14	13	22	19	19	20	13	13	159
放課後	19	16	16	22	29	27	29	23	18	15	214
休み時間	10	12	14	7	14	11	14	16	18	28	144
部活動	10	5	9	12	14	10	17	10	6	9	102
学校行事	8	1	4	1	5	4	2	6	0	4	35
通勤時間中	14	10	9	6	6	6	7	3	6	11	78
長期休業中	10	9	4	10	10	8	14	9	4	5	83
その他勤務時間外	100	142	135	153	126	125	180	186	135	131	1413
計	187	205	205	224	226	210	282	273	200	216	2228

(出典：文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」2012年-2021年より筆者作成)

性犯罪・性暴力等が行われた場面については、勤務時間外が最も多い。約63%の性犯罪・性暴力が勤務時間外に発生している。勤務時間中については「放課後」「授業中」「休み時間」「部活動」「学校行事」の順に多く発生している。「授業中」に発生する場合は、身体接触や盗撮であると考えられる。「通勤時間中」は、

痴漢行為と盗撮であると考えられる。勤務時間以外の件数が、勤務時間中に比べ、2倍以上発生していることが明らかである。勤務時間中に発生することについても、毎年ほぼ同じような傾向の数値の件数で推移している。

学校管理職においては、1日の中で施設設備の見回りや、教室訪問をして授業を見回ることを実施しているはずであるが、十分に監督できるものではない。教室で、児童生徒に触る行為をすることや、空き教室を利用したわいせつ行為などが考えられるが、管理職が十分に掌握できるものでもない。まして、勤務時間外においては、監督できない状態にある。また、管理職でさえ、性犯罪・性暴力等を実行してしまう事案もあり、立場の違いはあれ、非違行為の可能体であることに変わりはない。

③場所

表-7 性犯罪・性暴力等が行われた場所

(人)

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	計
ホテル	27	13	21	30	30	23	37	37	23	24	265
自動車内	18	31	18	23	20	19	35	24	19	21	228
電車・バス等の公共交通機関	15	21	8	10	12	10	15	9	10	11	121
保健室・生徒指導室等	28	14	16	21	32	29	40	28	25	29	262
自宅	20	24	22	27	22	30	37	25	23	35	265
運動場、体育館、プール等	3	8	11	7	14	8	3	17	7	12	90
職員室	6	4	7	2	3	5	8	6	5	2	48
教室	22	16	21	22	31	27	28	29	29	30	255
その他	48	74	81	82	62	59	79	98	59	52	694
計	187	205	205	224	226	210	282	273	200	216	2228

(出典：文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」2012年-2021年より筆者作成)

発生場所において「ホテル」での性犯罪・性暴力等が最も多い。強制的性交罪に問われるような行為が発生したものと考えられる。また、「自動車内」も多い。おそらく同様の行為であろう。「自宅」については、「教職員の自宅」とも「被害者の自宅」とも解釈できるが、「加害者の自宅」に連れ込んで、性加害に及んでいると考えられる。

「勤務時間内」および「放課後」における学校内での性犯罪・性暴力等の発生に関しては、10年間の総件数は「教室」「保健室・生徒指導室等」「運動場、体育館、プール等」「職員室」で、630件であり、総数の約30%を占めている。「教室」では、教職員が児童生徒に身体接触をするケース、「保健室・生徒指導室」などでは、生徒の相談にのった教職員が非違行為を行うケース、「運動場、体育館、プール等」は部活動での教職員の非違行為のケースが考えられる。「性犯罪・性暴力等」という表現には、セクシャルハラスメントも含まれている。場所ごとの「性犯罪・性暴力等」の態様に関するデータが明らかではないため、不明であるが、「職員室」では、教職員間によるセクシャルハラスメントが多かったと考えられる。「その他」においては、電車内での痴漢行為や様々な場所での盗撮などが考えられる。

④態様

表-8 性犯罪・性暴力等の態様

(人)

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	計
体に触る	59	56	68	68	89	56	89	84	68	67	704
性交	35	30	32	40	44	38	41	49	40	26	375
盗撮・のぞき	40	37	41	49	40	42	48	33	35	48	413
接吻	14	23	19	19	14	16	27	23	17	22	194
会話などにおける性的嫌がらせ	4	7	13	11	9	11	13	24	12	14	118
痴漢行為	5	13	6	4	3	4	11	5	10	2	63
陰部等の露出	10	5	3	6	6	4	4	8	1	3	50
文書・画像等による性的嫌がらせ	6	19	10	12	7	12	16	19	7	13	121
わいせつなビデオ・DVDの販売・頒布など	3	2	3	2	1	2	14	7	2	4	40
裸体等の撮影	5	2	4	4	3	14	6	7	3	3	51
その他	6	11	6	9	10	11	13	14	5	14	99
計	187	205	205	224	226	210	282	273	200	216	2228

(出典：文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」2012年-2021年より筆者作成)

「性犯罪・性暴力等」において、10年間の総件数において最も多いのは「体に触る」行為である。発生場所においては「教室」が多かったが、教室で「体に触る」ケースが多かったことは想定できる。次いで「盗撮・のぞき」「性交」「接吻」の順である。セクシャルハラスメントといわれる「会話などにおける性的嫌がらせ」「文書・画像等による性的嫌がらせ」については、ほぼ例年同数であり、10年間で230件ほど発生している。「痴漢行為」や「陰部の露出」については、毎年平均5, 6件発生している。営利企業等従事制限に違反し、わいせつ図画販売にあたる「わいせつなビデオ・DVDの販売・頒布など」についても少ない件数ではあるが、10年間で54件発生している。「裸体等の撮影」は、相手に対しての盗撮ではない。明らかに撮影をしていると相手に対しても分からせて撮影しているのである。「盗撮」については、携帯電話のカメラ機能を使ったり、通信販売で購入できる小型カメラやペン型カメラなどを使用したりして分からないように撮影する行為である。この種のカメラがかなり高性能になってきていることもあり、教職員以外の職業人においても男性による盗撮が報道されるケースが多い。

これら「性犯罪・性暴力等の様態」について、ほぼ同じような数値的な傾向で推移していることが、明らかである。ここから、教職員の「性犯罪・性暴力等」が、現代の社会情勢や教育体制・教育構造から発生しているという社会構造主義的な解釈ができる。

(3) 非違行為発覚について

教職員に性犯罪・性暴力等における懲戒処分等の件数は、性犯罪・性暴力等の発覚件数でもある。発覚の要因については、次のとおりである。

表-9 性犯罪・性暴力等発覚の要因

(件数)

発覚した要因		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	計
教職員への相談	校長等管理職への相談	25	35	33	29	41	36	50	50	37	45	381
	管理職以外の職員への相談	46	41	42	66	58	53	60	70	46	51	533
	スクールカウンセラー	0	0	4	2	2	2	4	3	3	2	22
相談窓口		0	0	3	1	0	1	5	0	1	3	14
本人または保護者の教委への通報		11	13	10	6	7	7	13	11	14	10	102
本人または保護者以外の学校や教委への通報		10	25	20	19	18	17	33	26	23	22	213
警察からの連絡		54	65	67	71	65	71	74	77	57	60	661
現場を目撃		14	3	5	5	4	5	6	4	2	5	53
加害者からの申し出		8	12	8	13	9	11	20	11	6	9	107
その他		19	11	13	12	22	7	17	21	11	9	142
計		187	205	205	224	226	210	282	273	200	216	2228

(出典：文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」2012年-2020年より筆者作成)

細かな要因別においては「警察からの連絡」が最も多い。平均220件事案のうち66件が警察からの連絡である。警察が逮捕して、教育委員会及び校長に連絡が入るケースである。このケースの場合、警察が事情聴取をし、逮捕した後、連絡が入ることになるため、報道機関に連絡が入り、報道されやすい。サイバーパトロールによる発覚や被害者および被害者家族による被害届の提出による発覚なども考えられる。しかし、総数的には「教職員への相談」が最も多い。「校長等管理職への相談」「管理職以外の職員への相談」「スクールカウンセラーへの相談」で発覚している件数は、平均220件中94件である。相談窓口で相談するケースは少ない。本人または保護者からの通報も件数が少ない。

加害者本人の言い逃れや責任回避の虚言のために問題にされない事案も生じている。2021年に北海道の石田郁子が中学校時代から教員の性暴力を受けたことで裁判を起こした事案がある¹⁷。石田は、2016年に教育委員会に問題を報告したが、当時は教諭の言い逃れで処分がされなかった。2021年1月、裁判により損害賠償請求は棄却されたが事実が判明して、当該教職員は懲戒免職処分となった。この件でもわかるように、被害者が訴えても教職員が認めなかったり、学校管理職が隠ぺい工作を図ったり、教育委員会において事実が明らかにならないと処分できないため、不処分が終わる場合もある。また、性犯罪・性暴力等の被害を受けても、周りに知られるのが怖いために言い出せない事案も多数あるのではないかと想定できる。被害者バッシングも発生する可能性があるからだ。それを考えると、発生件数＝発覚件数ではないことは明らかなことである。

5. 考察

先行研究と2012年から2021年までの10年間における文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」を踏まえて、教職員の性犯罪・性暴力等による懲戒処分数の推移を俯瞰すると、次のことが明らかである。

- (1) 教職員の性犯罪・性暴力等においては、男性による発生が圧倒的多数で、10年間の平均は女性による発生の70倍以上である。
- (2) 性犯罪・性暴力等の加害者である教職員の年齢層は、40代がやや少ないもののどの年齢層にも見られる。
- (3) 教職員の性犯罪・性暴力等は、自校の児童生徒が被害者になる件数が多い。

- (4) 教職員の性犯罪・性暴力等の所属校種においては、高校、中学校の順に多かったが、近年小学校、中学校、高校の懲戒処分件数がほぼ同数になってきている。
- (5) 教職員の性犯罪・性暴力等の態様は「体に触る」「性交」「盗撮・のぞき」「接吻」という順に多い。
- (6) 教職員の性犯罪・性暴力等の発生場所は、ホテル、教室などの校舎内、自宅の順に多い。
- (7) 教職員の性犯罪・性暴力等の発覚は警察からが最も多く、次いで学校の教職員への相談である。
- (8) 女性教職員の懲戒処分においては、被害者のほとんどが男子生徒である。
- (9) 男性教職員から男子児童生徒、男性に対する加害も懲戒処事案の1割程度発生している。
- (10) 学校管理職の性犯罪・性暴力等も発生している。

これらの傾向は10年間、若干の増加や増減が見られるもののほぼ同じ数値で推移しているのである。これらの背景には、教育改革や多忙化、学習指導要領の改訂などがあるが直接の要因とは考えにくい。社会全体における性犯罪・性暴力等の傾向も影響していると考えられる。スマホの高性能化や超小型カメラの開発など情報化社会の進展及び学校制度が性犯罪・性暴力等を生む構造を持っていることを意味していると考えられる。スマホがインターネットの機能を持った時点で、さまざまな有害サイトが24時間閲覧可能となり、動画投稿も簡単に行われるようになり、これらを使った性犯罪・性暴力等の報道が連日のように行われている。ニュース報道から発生する模倣犯も教職員において出現している可能性も考えられる。また、被教育者である児童生徒に対しての距離感や関係において、性衝動が生じ、コントロールできない場合に児童生徒等性暴力が発生すると考えられる。児童生徒等及び18歳未満の青少年に対する性犯罪・性暴力の件数が最も多い。(表-5参照) 一般的な犯罪においても、学校の教職員においても男性による非違行為の発生が多い。男性の教職員の性衝動のコントロールや児童生徒との距離感の確保、崇高な使命の自覚などのコンプライアンス意識の維持・継続が重要である。

都道府県教育委員会などでは、教職員の性犯罪防止のための「懲戒処分の指針」の徹底や研修などが行われ、学校現場においてもコンプライアンスに関する研修が実施されているようであるが、教職員の性犯罪・性暴力等による懲戒処分件数の減少が見られない。2021年6月に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が公布されているが、その年でさえ2020年度より増加しているのである。加害者である教職員は、教職員によって性被害にあった児童生徒の心の傷が理解できておらず教育公務員として児童生徒の指導者であるという社会的に立場がありながら、その自覚が薄いと考えられる。

性犯罪・性暴力等加害が依存症となっている者は、再犯し、累犯に及ぶ者も一定数いることが明らかになっている。¹⁸ 加害者教員においては、自ら心療内科や加害者更生施設に来談しないかぎり、再犯の可能性もある。再発防止の施策も考えられ実行すべきである。

6. 結語

教職員の性犯罪・性暴力等の先行研究と文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」10年間の傾向を明らかにした。2021年6月に「公立学校教育職員等による児童生徒等性暴力等の防止等に関する法律」が公布され、規制が行われているが、今年の教職員の性犯罪・性暴力等のニュース報道を見る限り、法の影響力は定かでない。特に教職員に対し、児童に対する被害の実態や被害者の思いを理解させるような研修の在り方や養成段階での具体的な事案等を通しての性犯罪・性暴力等防止教育の充実も構想されるべきであろう。

¹ 文部科学省「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について（通知）」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01584.html 2023.2.11日閲覧

² 山田知代「教員の非違行為と法」坂田仰編著『三訂版 学校と法』NHK出版 2020年p.222

³ 文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」においては、2020年までは、「わいせつ行為等」という項目であったが、2021年から「性犯罪・性暴力等」と項目名が変更された。これは、2020年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に従っての変更とみられる。

- ⁴ 榎原禎宏・森脇正博「教員による『わいせつ行為等』に関する探索的検討—属性および行為と状況」『京都教育大学紀要』No.139 2021年 pp.93-103
- ⁵ 「男性用下着を盗んだ疑い 県立高校の非常勤講師の男(27)を逮捕 愛知県警」中京テレビNEWS 2018.12.12 19:25配信
- ⁶ 「口に指入れ小学教諭、起訴内容認める 千葉地裁」千葉日報オンライン 2018.12.4 22:44配信
- ⁷ 「府立高校教諭が『男子高校生に痴漢』の疑いで逮捕」MBSニュース 2018.9.25 19:06配信
- ⁸ 森脇正博・榎原禎宏「教員による『性犯罪・性暴力等』の類型的研究—学校種に即した事案の検討—」『京都教育大学紀要』No.141 2022年 pp.107-116
- ⁹ 後藤和史「教職員のわいせつ行為のニュース記事のテキストマイニングによる分析」『瀬木学園紀要』No. 11 2017年 pp. 102-112
- ¹⁰ 後藤 和史「教職員のわいせつ行為のニュース記事のテキストマイニングによる分析(2) 一年代コホートと時季との関連—」『瀬木学園紀要』No. 12 2018年 pp. 3-13
- ¹¹ 後藤 和史「教職員のわいせつ行為のニュース記事のテキストマイニングによる分析(4) 一女性教職員のケース—」『北陸大学紀要』第51号 2021年 pp.101-110
- ¹² 後藤和史「教職員のわいせつ行為のニュース記事のテキストマイニングによる分析(5)一男性教職員が18歳未満の男子を性的対象としたケース—」『北陸大学紀要』第52号 2022年 pp.213-227
- ¹³ 仲野由佳里「犯罪・非行への接近—犯罪社会学の方法」『犯罪・非行の社会学 常識をとらえなおす視座〔補訂版〕』有斐閣社 2020年 p.27
- ¹⁴ 法務省「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」取りまとめ報告書概要：各種調査研究及びヒアリング指摘事項 <https://www.moj.go.jp/content/001318152.pdf> 2022.8.27閲覧
- ¹⁵ 村山 綾・三浦 麻子「被害者非難と加害者の非人間化—2種類の公正世界信念との関連—」『心理学研究』第86巻第1号 2015年 pp.1-9
- ¹⁶ 後藤 和史「教職員のわいせつ行為のニュース記事のテキストマイニングによる分析(2) 一年代コホートと時季との関連—」『瀬木学園紀要』No. 12 2018年 pp. 3-13
- ¹⁷ 猪谷千香「『中学教師から性被害』訴えた女性の控訴審、教師側『証拠』に傍聴人から漏れた『ひどい』の声」弁護士ドットコムニュース2019.12.12 18:56配信https://www.bengo4.com/c_23/n_10519/
- ¹⁸ 「20～40代『性依存症に陥る人』の知られざる実情 ある公務員が盗撮を繰り返してしまった背景」<https://toyokeizai.net/articles/-/329120?page=3> 2020.02.11 16:00配信

Trends in disciplinary cases involving sexual crimes and sexual violence among faculty and staff

～ Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology “Survey on personnel administration status of public school teachers” 10-year overview ～

Koichi YOSHIDA

Department of Childhood Care and Education, Kyushu Woman's Junior College

1-1 Jiyugaoka, Yahatanishi-ku, Kitakyushu-shi 807-8586, Japan

Abstract

The purpose of this research is to clarify trends and provide an overview of disciplinary cases such as sexual crimes and sexual violence among public school teachers based on previous research and the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology's "Survey on Personnel Administration Status of Public School Teachers." And so. Previous research has revealed trends by school type through analysis of news media articles. The Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology's "Survey on Personnel Administration Status of Public School Teachers" has clarified the actual circumstances such as the gender, type of school, and age of the perpetrator, as well as the nature of the misconduct, the time and place of occurrence, and the factors that led to the discovery. However, trends by school type have not been clarified numerically. Therefore, by taking a comprehensive view, we looked at the overall trends and considered them.

Key words : Indecent teachers, sexual crimes/sexual violence by teachers, misconduct, disciplinary action